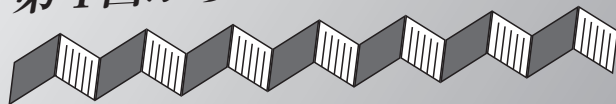


# 安倍政権の教育改革——公教育はどのようにリモデルされるのか

第4回ふらのフォーラム in 旭川



尾崎公子 (おざき・きみこ) ●兵庫県立大学

4回目となる「ふらのフォーラム」が、8月1日に旭川で開催された。紙幅の関係上、講演内容の概略のみ紹介する。第2次安倍政権は、「戦後レジームからの脱却」を謳って、第1次政権で蒔いていた種を开花させるべく「教育再生実行会議」を設置し、これまで5次にわたる提言をまとめている。本稿では、第5次（2014年7月）提言のうち、①学制改革——小中一貫校の制度化、②フリースクールの一条校化を取り上げて、公教育制度がどのようにリモデルされようとしているのかについてみていくことにする。

## 学制改革——小中一貫校の制度化

第5次提言は、小中一貫校の制度化を打ち出し、併せて、3～5歳の幼児教育の段階的無償化について提言した。6・3・3制は、戦後に導入された戦後レジームの象徴的枠組みである。

戦後の学制改革のポイントは、戦前の複線型から単線型に変える点にあった。戦前は、12歳から進路が分かれており、公教育は社会階層を再生産し、固定化する役割を果たしていた。戦後教育改革は、これに対して、すべての子どもたちに中学校を義務付けて上級学校への進学を保障する単線型を採択した。そこには、民主主義の担い手を育成し、民主的な社会を形成していこうという理念があった。従って、今回の改革が、民主性や機会均等という戦後教育改革の理念の変容

をもたらずものかどうかを見極めていかなければならない。では、小中一貫校の制度化にはどのような意味があるのだろうか。小中一貫・連携の取り組みは、文部科学省のトップダウンではなく、草の根的に広まっていったもので、かねてより一貫校の制度化について要望が出されていた。中でも適正配置問題を抱える自治体で、小中一貫を取り入れられている傾向があり、今回の提言でも、学校統廃合支援が盛り込まれている。

90年代後半以降、地方は小中一貫のみならず学校選択制、少人数学級なども「選択的に導入」してきた。ナショナルミニマムに加えて、それぞれの地域がローカル・オプティマム（各地域が選択する、地域ごとの最適状態）を実現させるような動きが表れていたのだ。その中で、教育課題は、教育行政固有の問題ではなく、首長部局を中心とする総合政策の中に位置付くものとなってきた。

今回の小中一貫校の制度化についても、導入の有無のみならず、学年区分も地方に委ねている。また、選択的導入による教育政策をよりスムーズに行えるように、首長権限を強化した改正教育委員会法が2015年4月から施行され、首長主催の「総合教育会議」が新たに設置されることになった。

以上のように、学制改革を切り口に今の動向をみると、中央集権と地方分権、教育行政と一般行政、さらには教育行政と政治の融合が進む中で、仕切り直しのための法的整備が着々と進められていることがわかる。確かに、人口減少社会にあつて子どもたちの数が減少してきており、義務教育学校

の設置・運営の在り方を総合的な施策や都市計画の中に関連付けていく必要がある。学校種を超えてネットワーク化を図っていくのもひとつの在り方であろう。そのために、これまでの制度的仕切りを外して弾力的運用が可能になるように、地方に一定の裁量権を付与して行くことも重要なことである。

だが、今の流れを公教育の質的変容という観点からみると、地域の公教育にブランド力をつけ、子育て世代にアピールするための地域振興策となっており、開発政策の様相が強まっている。これにより、民主性・機会均等を実現する再配分政策の側面が後方に退いていないかをとらえる必要があるだろう。

### フリースクールの一糸化

周知のように、フリースクール等は学校教育法に定める一条校ではなく、各種学校として扱われている。提言では、それらに対して「公費負担の在り方を検討する」とした。先の学制改革と同様、財源確保が問題となるが、審議では、「教育財源については国だけに過度に依存するのは間違いではないか」として、民間資金の活用を促す意見が出されていた。そこで盛り込まれたのが「税制上のインセンティブを通じた寄附の促進」である。こうした提言は、英米で進められている公民混合型の学校改革を彷彿とさせる。

もとよりフリースクールが不登校の子どもたちの受け皿に

なっていることは事実であり、何らかの公的支援が必要だという議論も捨ておけない。だが、合意が取れる点を足掛かりとして、欧米型の公民混合型の学校改革が進めばどういことが想定できるかということもみておく必要がある。

財政難、公立学校の不振を理由に着手された英米の学校改革は、結果的に学校の民営化への道を開いてきた。公と民の境界崩しが、一体どこに行き着くかということが問題だ。日本では、東京都杉並区の夜スベが境界崩しの先鞭をつけた。学校の中で塾を開き、それに公金を充てた。その後、大阪市が大阪版の夜スベを取り入れ、さらに教育特区で公設民営化学校を導入するとしている。また、佐賀県武雄市が花まる学習会とタイアップして「官民一体化学校」を作るとしている。夜スベも、簡単には否定できない。周知のとおり、子どもの貧困率は毎年上昇しており、所得格差と教育格差は相関関係がある。だから、低料金の受講できるようにすることは、格差是正のひとつの解決法かもしれない。また、放課後や土曜日プログラムを学校がやるとなれば、教職員の負担増にもなり、その回避策という側面ももっている。だが、塾などの教育商品を購入するために公立学校予算が使われれば、他が削られることになる。パイは限られているから、どこにお金が流れて、どこが削られているのか。そうした視点で学校事務職員の方は今の改革動向を分析してほしい。また、公立学校よりも塾のほうが教え方が上手というのもプロバガンダではないか。少人数の、同じ学力レベルの、そして一定のモ

チベーションをもった子どもを対象にする塾と公立学校は簡単に比較できない。

本当に塾へ行かないといけないのか。教育商品を購入しないといけないのか。購入しないと取り残されるがごとく喧伝しているのは、一体誰なのかという見極めも必要だ。

### ベンチャー・フィランソロフィ(慈善財団)の動き

市場型教育改革を推し進めようとしているのは市場だが、教育に対するむき出しの市場化については日本ならずとも英米でも抵抗がある。その抵抗感を取り除き、公教育と市場の触媒役を果たしているのがフィランソロフィ、慈善財団である。これまで、慈善行為は良きものだという規範があり、また、助成金に絡む利害関係から、研究者による批判が抑制されてきた。だが、バウチャーのように公費が民間部門に流れる問題のみならず、民間資金が公教育に投入されることによる影響力も無視できない事態に至っており、その功罪をはつきりとかまなければいけないという研究が出てきている。21世紀に入って、慈善をビジネスライクにはとらえてこなかった旧世代と一線を画すベンチャー・フィランソロフィと呼ばれる新たなタイプの慈善財団が登場してきた。慈善事業も例外扱いにはせず寄附を投資と見なして見返りを求め、その波及効果や反復再現度などを評価指標とし、助成対象のプログラムをベンチャーととらえることから、そう呼ばれてい

る。2011年にウォール街の占拠運動が大きく報じられた。国民の1%に富が集中していることへの異議申し立てだったが、新規の財団登場も、スーパーリッチの増加（ここ10年で1・5倍）と富の偏在が背景にある。

代表的な慈善財団にゲイツ財団がある。その教育投資額は、教育長官が使える裁量財源よりも大きく「一つの財団が連邦政府よりも力を持つことは恐ろしいことだ」という指摘がなされている。2008年の支出を見ると、「能力別給与制度の実施」（500億円）「データシステムの構築」（500億円）の他に、ナショナルスタンダード、ナショナルテスト、教育効果の測定法、チャータースクールの増設が助成対象となっている。教員と生徒のパフォーマンスを管理するシステムづくりを牽引しており、オバマ政権では、教育省の上層部に財団の関係者が就いている。

ゲイツ財団は、明確な意図と戦略をもって政策を誘導し、公教育のリモデルに多大な影響力を行使している。こうした財団については、①統制機能の不在、②税優遇措置による格差拡大、といった2つの問題点が主に指摘されている。慈善財団が関わる事業には、政府や営利目的組織のように有権者による選挙や株主への説明責任が課されない。また、私的基金には、公的基金のような監査も入らない。他方、税が優遇されており、社会的不平等の解消に資するどころか拡大させているのではないか、という批判が出ている。

以上の説明責任や透明性、格差拡大という問題点は、いず

れも民主主義の根幹に関わるものだ。翻って、今回の教育再生実行会議の提言においても、「税制上のインセンティブを通じた寄附の促進」や「世代間資産移転の促進」が掲げられている。後者については、すでに去年から贈与税が免除される教育資金贈与として商品化されている。これは格差の固定化につながるおそれがある。

では、こうした市場型教育改革に対してどのようなオルタナティブが描けるだろうか。ふらのフォーラムで2度にわたってフィールドワークをした北海道夕張郡栗山町の取り組みなどは、そのヒントを与えてくれる。

栗山では、半世紀にわたる自然環境の保全・再生活動を通して、住民は「こんな地域にしたい」という思いを形にする経験を積み重ねてきた。知恵と資材と労力を出し合い、行政依存ではなく協働的な関係を築き、企業の社会貢献活動も取り込みながら、自治力を培ってきた。それが「議会基本条例」「自治基本条例」に結実し、政策決定プロセスに参画する方途も拓いてきた。さらに、そうした取り組みそのものが、生き



在職2年目の神田さん。シンポジウムにおける意見交換の場で

物のいのち、人間の生きざま、社会の仕組みに関わる子どもたちの生きた教材ともなってきた。こうした栗山の事例は、公民混合型のオルタナティブを提示していると考ええる。